

岐阜県公報

第二千七百七十三号
平成二十八年八月十六日

(火曜日)

目次

告示

医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定	(地域福祉国保課)	五一七
医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当する訪問看護事業者等の指定	(同)	五一八
指定医療機関の廃止の届出	(同)	五一八
介護扶助又は介護支援給付を担当させる居宅介護事業者等の指定	(同)	五一八
指定介護機関の名称等の変更の届出	(同)	五一九
医療扶助又は医療支援給付のための施術担当機関の指定	(同)	五二四
農林水産大臣の保安林の指定の解除の予定	(治山課)	五二四
農林水産大臣の保安林に指定の予定	(同)	五二五
農林水産大臣の指定施業要件の変更の予定	(同)	五二五
特定非営利活動法人の設立認証申請	(環境生活政策課)	五二六
平成二十八年度砂利採取業務主任者試験の実施	(商工政策課)	五二六
土地改良事業の工事の完了	(農地整備課)	五二八
基本測量の実施	(用地課)	五二八
公共測量の実施	(同)	五二九
建設業法に基づく建設業者の許可の取消し	(技術検査課)	五二九
土地改良区の定款の変更認可	(東濃農林事務所)	五三〇

告示

岐阜県告示第四百四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十八年八月十六日

岐阜県知事 古田 肇

名称	所在地	指定年月日
三和皮フ科 ペンギン館	各務原市那加桜町二 三三〇 一	平成二八・四・一
医療法人 三和皮フ科	各務原市那加桜町二 三六八	平成二八・五・一
くのう 歯科 医院	羽島郡笠松町上本町三〇	平成二八・五・九
いちよう通り藤村クリニックス	各務原市蘇原東栄町一 一〇〇	平成二八・六・一
長瀬 内科	高山市森下町一 二二七	同
なかしまクリニックス	高山市昭和町三 一八〇 一	同

Carndental Clinic 大垣市東町四一五 同
 すみれ在宅クリニック 多治見市脇之島町七二五七 平成二八・七・一
 なかつデンタルクリニック 中津川市津川字野畔二二三三 同
 コストコホールセール 羽島市上中町長間二四二二一 同
 岐阜羽島倉庫店 薬局

岐阜県告示第四百四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十八年八月十六日

岐阜県知事 古田 肇

訪問看護事業者等の名称	訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指定期日
株式会社リアン	恵那市長島町中野一九四	訪問看護ステーション リアン	恵那市長島町中野八四 篠原歯科ビル1F	平成二八・六・一
医療法人社団 誠道会	各務原市鷺沼山崎町六八二	24時間訪問介護看護あすか	各務原市鷺沼山崎町六八二	平成二八・七・一
合同会社 和流	岐阜市三笠町一四	訪問看護ステーション せせらぎ	羽島郡岐南町八剣六六七 B1A IELD 67	同

岐阜県告示第四百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十八年八月十六日

岐阜県知事 古田 肇

名称	所在地	廃止年月日
三和皮フ科	各務原市那加桜町二三八	平成二八・二・七
久納齒科医院	羽島郡笠松町下本町九六	平成二八・五・八
丸久薬局	瑞浪市寺河町一九二六	平成二八・六・七
藤江調剤薬局	大垣市藤江町二一八	平成二八・五・三一
いちよう通り藤村クリニック	各務原市蘇原東栄町二一〇〇	平成二八・五・三一
ともこクリニック	高山市昭和町一六五一	同
Carndental Clinic	大垣市東町四一五	同

岐阜県告示第四百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五

十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十八年八月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称
たる事務所の所在地

サービス
の種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

指 定 年 月 日

社会福祉法人 和敬会倶楽部
中津川市苗木四〇〇二番地

居宅介護支援事業

指定居宅介護支援事業所
くろつの社

中津川市苗木四〇〇二番地

平成二八・六・一

社会福祉法人 慈恵会
美濃加茂市下米田町東
栃井八一番地の二

認知症対応型共同生活介護

さわやかグループホーム七宗

加茂郡七宗町川並六三〇番地の二

平成二八・七・一

社会福祉法人 慈恵会
美濃加茂市下米田町東
栃井八一番地の二

認知症対応型共同生活介護

さわやかグループホーム七宗

加茂郡七宗町川並六三〇番地の二

平成二八・七・一

社会福祉法人 慈恵会
美濃加茂市下米田町東
栃井八一番地の二

認知症対応型共同生活介護

さわやかグループホーム川辺

加茂郡川辺町上川辺一〇三三番地の三

平成二八・七・一

社会福祉法人 慈恵会
美濃加茂市下米田町東
栃井八一番地の二

認知症対応型共同生活介護

さわやかグループホーム川辺

加茂郡川辺町上川辺一〇三三番地の三

平成二八・七・一

社会福祉法人 慈恵会
美濃加茂市下米田町東
栃井八一番地の二

認知症対応型共同生活介護

さわやかグループホーム川辺

加茂郡川辺町上川辺一〇三三番地の三

平成二八・七・一

岐阜県告示第四百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関からその名称等を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中

国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。
平成二十八年八月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービス
の種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

変 更 年 月 日

旧 株式会社 デイカル トーカーイメ	新 株式会社 トーカーイメ	旧 株式会社 デイカル トーカーイメ	新 株式会社 トーカーイメ	旧 株式会社 デイカル トーカーイメ	新 株式会社 トーカーイメ	旧 株式会社 デイカル トーカーイメ	新 株式会社 トーカーイメ	株式会社ユニバーサルコーポレーション 岐阜市則武東二丁目一 三番六号	株式会社ユニバーサルコーポレーション 岐阜市則武東二丁目一 三番六号	リハコンテンツ株式会社 千葉県船橋市習志野台 二六五	リハコンテンツ株式会社 千葉県船橋市習志野台 二六五	リハコンテンツ株式会社 千葉県船橋市習志野台 二六五
愛知県春日井市中央台 七九二	愛知県春日井市中央台 七九二	愛知県春日井市中央台 七九二	愛知県春日井市中央台 七九二	愛知県春日井市中央台 七九二	愛知県春日井市中央台 七九二	愛知県春日井市中央台 七九二	愛知県春日井市中央台 七九二	岐阜市則武東二丁目一 三番六号	岐阜市則武東二丁目一 三番六号	千葉県船橋市習志野台 二六五	千葉県船橋市習志野台 二六五	千葉県船橋市習志野台 二六五
居宅療養 管理指導	居宅療養 管理指導	居宅療養 管理指導	介護予防 居宅療養 管理指導	介護予防 居宅療養 管理指導	介護予防 居宅療養 管理指導	介護予防 居宅療養 管理指導	介護予防 居宅療養 管理指導	居宅療養 管理指導	居宅療養 管理指導	地域密着 型通所介 護	介護予防 通所介護	通所介護
トーカーイ薬局 各務原西店	トーカーイ薬局 安八店	トーカーイ薬局 安八店	ソートン瑞浪店 メディカル	ソートン瑞浪店 メディカル	ソートン瑞浪店 メディカル	ソートン瑞浪店 メディカル	ソートン瑞浪店 メディカル	旧 にんじん薬局	新 ユニファーマシーおん さい薬局	旧 にんじん薬局	新 ユニファーマシーおん さい薬局	新 リハプライド 大垣ヒ ノキ
各務原市那加西市場町 四丁目一	安八郡安八町南今ヶ淵 字中筋四二九二	安八郡安八町南今ヶ淵 字中筋四二九二	瑞浪市益見町二丁目一 二六番地	瑞浪市益見町二丁目一 二六番地	瑞浪市益見町二丁目一 二六番地	瑞浪市益見町二丁目一 二六番地	瑞浪市益見町二丁目一 二六番地	美濃加茂市西町五 三七二	美濃加茂市西町五 三七二	大垣市松町七九八	大垣市松町七九八	大垣市松町七九八
平成二六・一一・四	平成二六・一一・四	平成二六・一一・四	平成二六・一一・四	平成二六・一一・四	平成二六・一一・四	平成二六・一一・四	平成二六・一一・四	平成二八・七・一	平成二八・七・一	平成二八・七・一	平成二八・七・一	平成二八・七・一

新 局 株式会社 トーカイ薬	愛知県春日井市中央台	介護予防 居宅療養 管理指導	トーカイ薬局	中津川本町	平成二六・一一・四
旧 株式会社 トーカイメ	七九二	居宅療養 管理指導	トーカイ薬局	中津川市本町四丁目二番二〇号	平成二六・一一・四
新 局 株式会社 トーカイ薬	愛知県春日井市中央台	介護予防 居宅療養 管理指導	トーカイ薬局	土岐市泉町久尻三一	平成二六・一一・四
旧 株式会社 トーカイメ	七九二	居宅療養 管理指導	トーカイ薬局	土岐市泉町久尻三一	平成二六・一一・四
新 局 株式会社 トーカイ薬	愛知県春日井市中央台	介護予防 居宅療養 管理指導	トーカイ薬局	土岐市妻木町字大沼一	平成二六・一一・四
旧 株式会社 トーカイメ	七九二	居宅療養 管理指導	トーカイ薬局	土岐市妻木町字大沼一	平成二六・一一・四

岐阜県告示第四百五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十八年八月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

氏 名 施術所等の名称 施術所の所在地又は施術者の住所 指 定 年 月 日

中津川市本町四丁目二番二〇号 平成二六・一一・四

土岐市泉町久尻三一 一六 平成二六・一一・四

土岐市泉町久尻三一 一六 平成二六・一一・四

土岐市妻木町字大沼一 六五八三 平成二六・一一・四

加藤 康 弘 パンダ接骨院 岐阜市朝日町一〇 ARROWS COURT103 平成二六・一一・四

周 光 大 光華整骨院 高山市岡本町二一六 平成二六・一一・四

岐阜県告示第四百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成二十八年八月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除予定保安林の所在場所
恵那市長島町永田字竹ノ下五〇六の二〇・五〇六の二一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百五十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十八年八月十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市上矢作町字岩名沢二〇六二の四五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百五十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保

保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十八年八月十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡八百津町福地字蔵橋一の三から一の二三まで、一の二五から一の二九まで、一の三一、一の三三、一の三六から一の九七まで、字菅蒲谷九七三、九七四

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び八百津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百五十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十八年八月十六日

岐阜県知事 古田 肇

(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

中津川市坂下字上外四二八の一、四二八の一三、四二八の一五二、四二八の四四五、四二八の四四六、四二八の四四八、四二八の四四九、字二股四二二の一、四二二の八三、四二二の九五から四二二の九七まで、四二二の九九、四二二の一五〇、四二二の二五から四二二の二七まで、茄子川字中垣外一六八八の一三、一六八八の三九、阿木字前沢七六三七の七二、福岡字二ツ森三〇九八の一、三〇九八の五、三〇九八の三七六、三〇九八の一〇二

(二) 保安林として指定された目的
水源の涵養

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役場に備え置いて縦覧に供する。)

(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

中津川市阿木字龜石六七五三の一 (次の図に示す部分に限る。)、字布袋野六八三

三の五一、落合字釜沢一三三五の一、一三三七の三、下野字岩須八〇四、恵那市岩

村町字高松四八二の一、明智町字矢伏九八七の一、九八七の三、九八七の四一

(二) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
恵那市明智町字矢伏九八七の四一

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課、中津川市役所及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年八月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十八年七月二十一日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人百合の郷

三 代表者の氏名 林 智志

四 主たる事務所の所在地 岐阜県可児市平貝戸八番地八

五 定款に記載された目的 この法人は、障がいのある人が社会の一員として地域

で生活し、社会に貢献できるよう、また、障がいの有無に関わらず、お互いに支えあい認め合いながら安心して暮らせる共生社会を実現するよう、障がい者の就労支援体制を推進していく事業を行う。加えて、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

平成二十八年年度砂利採取業務主任者試験の実施

砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十五条第一項の規定による平成二十八

年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施しますので、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和四十三年通商産業省令第八十号）第八条の規定により公示します。

平成二十八年八月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 試験期日及び時間

平成二十八年十一月十一日（金）午前十時から午前十二時まで（二〇〇分）

二 試験場所

岐阜市藪田南二丁目一番二号 岐阜県水産会館一階大会議室

三 試験科目

1 砂利の採取に関する法令

2 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

四 受験手続

1 申込用紙の配布

受験願書用の用紙は、岐阜県商工労働部商工政策課、同部岐阜地域産業労働室及び各県事務所で配布します。

郵送を希望する場合は、封筒の表に「砂利採取業務主任者試験受験願書請求」と朱書して、八十二円分の切手（二部又は三部を希望する場合は、九十二円分の切手）を貼った宛先明記の返信用封筒（定形郵便物の封筒）を同封の上、〒五 八五

七 岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県商工労働部商工政策課に請求してください。

2 申込方法

受験願書に必要な事項を記入し、次に掲げる書類を添えて、岐阜県商工労働部商工政策課に提出してください。

(一) 写真（手札形（おおむね縦十二センチメートル、横八センチメートル）とし、受験願書提出前六月以内に撮影した無帽、正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものとします。）

(二) 受験票（用紙は、受験願書と同時に配布します。）

3 申込受付期間

平成二十八年十月三日（月）から同月十七日（月）までとし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

郵送による場合は、「書留」又は「簡易書留」とし、封筒の表に「砂利採取業務主任者試験受験願書在中」と朱書して、〒五 八五七 岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県商工労働部商工政策課に送付してください。平成二十八年十月十七日（月）までの消印のあるものに限り受け付けます。

五 受験手数料

手数料は、八千円とし、これに相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書に貼り付けてください（消印しないこと）。

なお、受験手数料は、申込みが受理された後は返還しません。

六 合格者の発表

平成二十八年十二月上旬（予定）。試験に合格した者の受験番号を岐阜県公報及び岐阜県庁ホームページに掲載するとともに、岐阜県庁掲示板に掲示します。また、合格者本人に合格証を交付します。なお、不合格者に対しても、その旨を通知します。

七 試験結果の提供

平成二十八年年度砂利採取業務主任者試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

砂利採取業務主任者試験の総合得点及び科目別得点

2 提供期間

合否発表の日から一月間

3 提供する場所

県庁個人情報総合窓口（県庁二階、電話 五八 二七二 一一一 内線二二九

六）及び各県事務所特別窓口

4 提供を受けるために必要な書類等

試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要です。

(一) 受験票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

八 その他

試験について不明な点は、岐阜県商工労働部商工政策課総務係（電話 五八 二七

二 八三五九（直通）に問い合わせてください。

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十八年八月十六日

岐阜県知事 古田 肇

事業の種類	農村振興総合整備事業		
	おのおの地区	おのおの地区	おのおの地区
	(農業用排水施設整備)	(農道整備)	(農用地の改良、保全)
施行に係る地区名	おのおの地区	おのおの地区	おのおの地区
工事完了年月日	平成二八・二・二九	平成二八・二・二九	平成二五・二・二〇

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十八年八月十六日

岐阜県知事 古田 肇

事業の種類	中山間地域総合整備事業		
	揖斐川地区	揖斐川地区	揖斐川地区
	(農業用排水施設整備)	(農道整備)	(暗渠排水)
施行に係る地区名	揖斐川地区	揖斐川地区	揖斐川地区
工事完了年月日	平成二四・一・二一	平成二七・二・一	平成二六・三・二五

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十八年八月十六日

岐阜県知事 古田 肇

事業の種類	中山間地域総合整備事業		
	揖斐川北部地区	揖斐川北部地区	揖斐川北部地区
	(農業用排水施設整備)	(農道整備)	(農地防災)
施行に係る地区名	揖斐川北部地区	揖斐川北部地区	揖斐川北部地区
工事完了年月日	平成二七・三・二五	平成二七・三・二五	平成二五・三・二七

基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十八年八月十六日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 作業機関
国土交通省国土地理院
- 二 作業種類
基本測量（火山基本図「焼岳」作成）
- 三 作業期間
平成二十八年九月一日から
平成二十九年二月二十八日まで
- 四 作業地域
高山市

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により岐阜市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年八月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関
岐阜市

二 作業種類
公共測量（都市計画基本図作成）

三 作業期間
平成二十八年八月二十二日から
平成二十九年三月十五日まで

四 作業地域
岐阜市

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により瑞穂市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年八月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関
瑞穂市

二 作業種類
公共測量（都市計画基本図修正）

三 作業期間

平成二十八年七月八日から
平成二十九年二月十日まで

四 作業地域
瑞穂市

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により独立行政法人都市再生機構中部支社長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年八月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関
独立行政法人都市再生機構中部支社

二 作業種類
公共測量（基準点測量、水準測量、現地測量及び地区界測量）

三 作業期間
平成二十八年八月二十二日から
平成二十九年一月十三日まで

四 作業地域
大垣市

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項第四号（廃業等）の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年八月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

取消年月	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した工事業
平成二十八年五月十六日	マール・キムラ	木村茂樹	大垣市室本町二丁目二七番地四	般二十四二〇〇四一七	石工事業
平成二十八年五月二十四日	中村特殊工業	中村和之	大垣市築捨町三六五二番地	般二十五二〇〇九九四	とび・土工事業
平成二十八年六月二十二日	有限会社はせへ家具店	取締役 長谷部益大	下呂市金山町金山一八九八番地	般二十三一六〇四〇	内装仕上工事業
平成二十八年六月二十四日	有限会社花井管工	代表取締役 花井 郁	安八郡神戸町大字更屋敷五二番地の三	般二十四二〇〇四三	管工事業
平成二十八年六月二十四日	有限会社東海水ムコンサル	代表取締役 垣内 道治	多治見市大畑町西仲根一七番地の一四	般二十四六〇〇三七一	建築工事業
平成二十八年六月三十日	夕力商工業	高橋幸太郎	不破郡垂井町二四三四番地の二	般二十四二〇〇九三	土木及び舗装工事業
平成二十八年七月四日	雁部商事株式会社	代表取締役 雁部 正	岐阜市椿洞一八九番地	般二十四一〇一八九九	とび・土工事業
平成二十八年七月五日	株式会社奥村工務住宅	代表取締役 奥村 紘司	可児郡御嵩町伏見一三四四番地の二	般二十三五〇〇〇二〇	建築及び大工工事業
平成二十八年七月七日	荒川組	荒川喜一	安八郡輪之内町塩喰二四〇〇三三	般二十三二〇〇六四八	建築、木、とび・土工、屋根、鋼構造物及び鉄筋工事業
平成二十八年七月十二日	技勝建工	渡辺勝典	加茂郡川辺町西栢井二八二番地一ベア	般二十七五〇〇七四七	とび・土工事業

平成二十八年八月十六日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一

発行所 岐阜県岐阜市数田南二丁目一番一

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三一岐阜文芸社

平成二十八年七月十九日	有限会社ダウケイ	代表取締役 未藤 和人	岐阜市大福町一丁目五四番地二	般二十三一〇一六八五	建具工事業
平成二十八年七月二十一日	肥田鉄筋	肥田義行	関市倉知二九二七七〇	般二十四三五〇三一	鉄筋工事業
平成二十八年七月二十二日	中村建築	中村勝則	大垣市三津屋町一丁目一八番地	般二十三二〇〇三七二	大工工事業

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可したので、同法第三項の規定により公示する。

平成二十八年八月十六日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良区名	認可年月日
瑞浪中部土地改良区	平成二八・八・一六